都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																														
		1．就学援助制度の周知方法																														
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）										（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）								（6）（5）のクの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						（8）（7）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けて おり、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けて おり、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間給援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
18	18	13	8	9	6	16	11	15	3	0	5	5	0	0	18	0	0	0	10	1	8	0	0	0	0	1	1	5	0	0	11	1	2	2
香川県	高松市	○	○	○	○	○	○	○							○					○								○			○			
香川県	丸亀市	○			○	○	○	○							○				○		○										○			
香川県	坂出市	○	○	○	○	○	○	○			○	懇談会や保護者面談時に個別に周知			○						○										○			
香川県	善通寺市	○		○			○	○			○	児童扶養手当等の担当課で認定等の手続きの際に、就学援助制度についての周知をおこなっている。			○				○									○			○			
香川県	観音寺市	○	○		○	○	○	○							○						○												○	市のHP・広報誌への掲載や、学校を通じた案内文書の配布、入学説明会や就学時健康診断の機会にも案内文書を配布するなど、積極的に周知を行っている。
香川県	さぬき市	○	○		○	○	○	○							○						○												○	認定要件の記載
香川県	東かがわ市	○				○					○	関係部署の相談員等から個別に案内 各小中学校懇談会で配布			○				○							○	新規申請の場合、事務局で保護者に聞き取りを行う。	○			○			
香川県	三豊市	○		○		○	○	○							○						○													
香川県	土庄町	○	○	○		○		○							○				○												○			
香川県	小豆島町	○	○			○		○							○						○										○			
香川県	三木町					○		○							○				○												○	○		
香川県	直島町							○			○	毎年度の入学前にこども園を通じて就学援助制度の書類を配布			○				○									○						
香川県	宇多津町	○		○	○	○	○	○	○						○						○										○			
香川県	綾川町	○				○	○	○	○						○				○												○			
香川県	琴平町					○	○	○	○						○				○									○						
香川県	多度津町	○	○	○		○									○				○															
香川県	まんのう町		○	○		○					○	期末懇談会などの際に、制度についての案内(チラシ)を掲示。			○				○												○			
香川県	香川県三豊市観音寺市学校組合			○		○	○	○							○						○													

都道府県	市区町村	1　令和6年度就学援助制度の実施について																																							
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																							
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																							
		＜小学校＞（1）実施・検討状況について							＜小学校＞（2）（1）のカの内容	＜小学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）											＜小学校＞（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（6）（5）のコの内容	＜小学校＞（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（8）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞（9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定件数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
18	18	17	0	0	0	0	1	1	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	13	0	9	7	5	6	11	2	3	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0		0
香川県	高松市	○							○										○			○	○		○															
香川県	丸亀市	○							○											○		○			○															
香川県	坂出市	○							○											○			○	○	○															
香川県	善通寺市	○							○											○		○		○						○										
香川県	観音寺市	○							○											○			○		○	○		○												
香川県	さぬき市	○							○										○			○	○		○	○														
香川県	東かがわ市	○							○											○		○									○	次年度案内の際、小学校入学の弟・妹がいる受給者に案内								
香川県	三豊市	○							○											○		○		○		○		○												
香川県	土庄町	○							○											○		○	○	○		○		○												
香川県	小豆島町	○							○										○							○														
香川県	三木町	○							○											○						○														
香川県	直島町	○							○											○							○													
香川県	宇多津町	○							○											○					○	○					○	就学前健康診断の際に案内を配布すると同時に担当者より説明をしている。								
香川県	綾川町	○							○										○			○				○														
香川県	琴平町	○							○											○						○														
香川県	多度津町	○							○											○		○	○			○														
香川県	まんのう町	○							○											○			○	○		○	○													
香川県	香川県三豊市観音寺市学校組合						○	学校組合立中学校のため小学校はない。																																

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																										
		2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																										
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																										
		＜中学校＞（1）実施・検討状況について							＜中学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞（5）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）							
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他	＜中学校＞（2）（1）のカの内容	ア．令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へし、場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育負担軽減制度があるから	オ．その他	＜中学校＞（6）（5）のエ及びオの内容
18	18	18	0	0	0	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	14	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	高松市	○							○										○									
香川県	丸亀市	○							○											○								
香川県	坂出市	○							○											○								
香川県	善通寺市	○							○											○								
香川県	観音寺市	○							○											○								
香川県	さぬき市	○							○										○									
香川県	東かがわ市	○							○											○								
香川県	三豊市	○							○											○								
香川県	土庄町	○							○											○								
香川県	小豆島町	○							○										○									
香川県	三木町	○							○											○								
香川県	直島町	○							○											○								
香川県	宇多津町	○							○											○								
香川県	綾川町	○							○										○									
香川県	琴平町	○							○											○								
香川県	多度津町	○							○											○								
香川県	まんのう町	○							○											○								
香川県	香川県三豊市観音寺市学校組合	○							○											○								

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																								
		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4. 就学援助率
		（1）　令和6年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（2）（1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	令和5年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は問基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および額を安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			
18	18	18	18	14	17	14	18	2	3	7	9	6	2	6	7	3	1	12	0	1	8	16	0	8	0	18
香川県	高松市	○	○		○		○									○				○		1.3				15%未満
香川県	丸亀市	○	○		○		○											○				1.3				15%未満
香川県	坂出市	○	○	○	○	○	○	○	○									○				1.3				20%未満
香川県	善通寺市	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○				○				1.3				20%未満
香川県	観音寺市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			○	1.3		教育委員会が特に支給を必要と認めた者。		20%未満
香川県	さぬき市	○	○		○		○										○					1.3				20%未満
香川県	東かがわ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			○	1.3		教育委員会が特に認定が必要と認めた者		10%未満
香川県	三豊市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			○	1.3		教育委員会が特に支給を必要と認める者		15%未満
香川県	土庄町	○	○	○	○	○	○				○	○		○				○			○	1.3		教育委員会が特に援助を必要と認める状態にあるもの		15%未満
香川県	小豆島町	○	○	○	○	○	○				○															15%未満
香川県	三木町	○	○	○	○	○	○								○			○				1.3				15%未満
香川県	直島町	○	○	○	○	○	○														○			その他教育委員会が特に必要と認める場合		5%未満
香川県	宇多津町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○				1.3				25%未満
香川県	綾川町	○	○		○		○											○			○	1.3		教育委員会が特に支給を必要と認めた者		15%未満
香川県	琴平町	○	○	○		○	○					○		○		○						1.3				10%未満
香川県	多度津町	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○	○					○	1.3		教育委員会が特に必要と認めたもの。		15%未満
香川県	まんのう町	○	○	○	○	○	○											○				1.3				15%未満
香川県	香川県三豊市観音寺市学校組合	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			○	1.3		教育委員会が特に支給を必要と認める者。		20%未満

| 都道府県 | 市区町村 | Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市区町村 | Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について | | |